

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第24号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条保健福祉部の款適正給付推進課の項第2号及び第3号並びに同条生活福祉部の款地域福祉課の項第3号及び第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条子育て支援部の款児童家庭課の項第2号中「保育所に関するもの並びに」を削り、「及び障害保健福祉推進室」を「、障害保健福祉推進室及び保育課」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第3号中「整備計画」を「整備」に改め、同項第8号中「母子福祉資金」の右に「、父子福祉資金」を加え、同項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 子ども・子育て支援法による事務（保育課の所管に属するものを除く。）の統轄に関すること。

第12条子育て支援部の款保育課の項第1号中「保育所」を「保育」に改め、同項中第6号を削り、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第5号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関すること。

第12条子育て支援部の款保育課の項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可に関すること。

(4) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関すること。

ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。

(5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の手続に関すること。

第12条保健衛生推進部の款医務審査課の項第1号、第2号及び第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)